

環境省施策体系（目標体系）

施策 4．廃棄物・リサイクル対策の推進

廃棄物の発生抑制、循環資源の適正な利用の促進、適正な処分の確保により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される循環型社会を構築する。

目標 4-1．国内及び国際的な循環型社会の構築

循環型社会形成推進基本計画等を着実に施行して国内における循環型社会の構築を図るとともに、ゴミゼロ国際化行動計画等に基づいて国際的な循環型社会構築を図る。

目標 4-2．循環資源の適正な3Rの推進

各種リサイクル法の円滑な施行等により、循環資源の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する。

目標 4-3．一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）

一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。

目標 4-4．産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）

産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。

目標 4-5．廃棄物の不法投棄の防止等

廃棄物の不法投棄等による不適正処理の防止、特別管理廃棄物の適正な処理の確保並びに廃棄物及び特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保を図る。

目標 4-6．浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理

環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。

本施策を構成する具体的手段

【国内及び国際的な循環型社会の構築】

- ・ 循環型社会形成推進基本計画等の着実な施行。
- ・ 3R イニシアティブの推進及び「ゴミゼロ国際化行動計画」の実行等を通じた、国際協調の推進及び途上国の循環型社会づくりの支援。

【循環資源の適正な3Rの推進】

- ・ 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法及び資源有効利用促進法の円滑な施行等。

【一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

- ・ 廃棄物処理法の適切な施行等による一般廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量その他その適正処理。
- ・ 一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類排出量の削減。

【産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

- ・ 廃棄物処理法の適切な施行等による産業廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量その他その適正処理。
- ・ 産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類排出量の削減。
- ・ PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の実施。

【廃棄物の不法投棄の防止等】

- ・ 不法投棄等の不適正処理の防止、及び特別管理廃棄物の適正な処理の確保。
- ・ 廃棄物及び特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保。

【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】

- ・ 浄化槽の整備及び適正な維持管理の推進。